

東京都北区条例・規則による独自規定の主な内容(令和 8 年 11 月 7 日施行)

○ 玄関帳場と同等の機能を有する設備を可能とし、従業員が常駐するための部屋等を設けることを規定した。また、説明会による事前周知を義務とし、緊急時における迅速な対応体制を確保するために駆け付け要件を厳格化した。さらにサウナ設備等を設ける場合の基準を追加した。(注1 に関しては令和 9 年 1 月 1 日施行)

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業		
			居住型	不在型
玄関帳場等	政令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する設備 (玄関帳場又は自動チェックイン機等 ^{注1})	玄関帳場 必置 ^{注1}	自己の生活の本拠とする住宅	玄関帳場に代替する機能を有する設備(防犯カメラ,電子錠)や緊急時の体制整備の義務 ^{注1}
営業施設への常駐	常駐かつ、従業員が常駐する部屋・便所等の必置 ^{注1}		居住	上記の設備、体制が整備されていれば常駐不要
添付書類の追加	建築物の登記事項証明書と併せて、所有者や管理組合等から旅館業を営むために必要な権限を有することを確認できる書類			左記の書類のほか、上記の設備・体制整備等の管理方法について提示する書類
1 名あたりの有効面積	3 m ² /1 名 以上	1.5 m ² /1 名 以上		3.3 m ² /1 名 以上
周辺地域の生活環境への悪影響の防止	営業従事者が常駐し(居住型は営業者が不在にせず)、宿泊者による周辺地域の生活環境への悪影響(騒音、不適切なごみ捨て・火災)を防止			宿泊者に対し、騒音の防止、その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項を説明する義務
施設名称の掲示等	公衆の見やすい位置に施設の名称を掲げる義務			施設名称に加え、規則で定める事項を記載した標識を掲げる義務
周辺地域の住民等への事前周知	許可申請の 14 日前までに、規則で定める事項を 2 回以上の説明会等により周知(詳しくは別紙参照)			
廃棄物の取り扱い	事業に伴う廃棄物として、自らの責任において適正に処理する義務、施設において生じた廃棄物を周辺地域の生活環境に影響を与えずに保管するための設備を設ける義務 ^{注1}			

(※カテゴリーの定義)

・居住型施設… 客室数5室以下かつ定員数 10 名以下であって、営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅

・不在型施設(第5条第6号イに掲げる営業)…客室数5室以下かつ定員数 10 名以下であって、構成する全ての宿泊室(寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体)について、それぞれ一団地で利用させる営業

(※緊急時の体制)

宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて営業施設の敷地の境界線から水平距離で 20m 以内よりすみやかに営業従事者等が駆けつけることができる体制が整備され、かつ、常時対応することができること

東京都北区条例・規則による独自規定の主な内容(令和8年11月7日施行)

～事前周知について～

- 事前周知に関して、周知事項、周知範囲の対象、周知方法、周知期間が規定されました。

周知事項	周知範囲	周知方法
(1) 営業施設の名称 (2) 営業施設の所在地 (3) 営業開始予定日 (4) 営業者氏名又は名称 及び緊急連絡先 (5) 管理業務を委託する場合は 管理者名又は名称 及び緊急連絡先 (6) 周辺地域住民等からの 問合せの方法	(1) 営業施設の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者 (2) 営業施設の敷地の境界線から隣接する建築物の敷地の境界線 までの水平距離が 20m 以内である場合には当該建築物の使用者 (3) 営業施設が長屋又は共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、 当該建築物にある全ての居室の使用者 (4) 営業施設の存する地域の町会又は自治会の代表者 (5) 営業施設が分譲マンションに存する場合は、 当該マンションの管理組合又は管理者 (6) その他条例の趣旨を踏まえ、区長が必要と認める者	●2 回以上の説明会 + 周知事項を記載した書面を 公衆の見やすい場所に掲示 ●説明会の開催にあたり、事前に旅館業を営む旨 及び周知事項を記載した文書を作成の上、 周知範囲の対象者に配布又は送付

周知期間

- 事前周知は保健所に申請を行う 14 日前までに行うこと。(日程の考え方参照)

※周知について意見があった場合は、その内容及び対応状況を記録し、3 年間保存しなければならない。

○日程の考え方 (例)

～12/1 事前周知完了	14日間 意見募集、対応期間	12/16～ 申請可能
--------------	----------------	-------------

- 周知事項に変更(事業譲渡による承継を含む)があった場合には、周知事項を対象者に書面の配布や送付を行い、事前周知を行うこと。